

◎第3次大分市国際化推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第3次大分市国際化推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、第3次大分市国際化推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、参画依頼の日から推進計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部文化国際課国際化推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月5日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、推進計画が策定される日限り、その効力を失う。